

セゾンプラチナ・ビジネス プロ・アメリカン・エクスプレ スカード

セゾンゴールド・ビジネス プロ・カード規約

第1条（カードの発行等）

(1) 本規約を承認してセゾンプラチナ・ビジネス・プロ・アメリカン・エクスプレスカード／セゾンゴールド・ビジネス プロ・カード（以下「カード」という）利用の申込みをされた方であって、株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）がカード利用を承諾した方（法人又は個人事業主をいい、以下単に「法人会員」という）に対し、当社は、カードを発行します。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

(2) 法人会員が個人事業主である場合には、本規約における連帯保証及び連帯保証人に関する規定は適用しないものとします。

第2条（カード使用者）

(1) 法人会員が当社に対して代理人として指定をし、当社がご利用を承諾した法人会員の役員及び役職員（法人会員が個人事業主である場合には、当該個人事業主及び従業者）をカード使用者とします。

(2) カード使用者がカードを利用して商品・権利を購入しまたは役務の提供等を受けた場合、当社は、カード使用者が法人会員の代理人として当該行為を行ったものとみなし、当該行為に基づく債務は法人会員が負担するものとします。

(3) 法人会員は、本規約又は本規約に付随する規約において、カード使用者の義務として定められているものについて、これをカード使用者に遵守させるものとします。法人会員は、カード使用者が本規約の内容を遵守しなかったことによる当社の損害（カードの管理に関して生じた損害を含みます。）を賠償するものとします。

(4) 法人会員は、カード使用者が事由の如何を問わず代理人でなくなった場合は、当該カード使用者によるカード利用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申出以前に代理権が消滅したことを当社に対し主張することはできません。

第3条（連絡担当者及び実務担当者）

(1) 法人会員及び連帯保証人は、お申込みにあたり当社との連絡のため、法人会員の代表権を有する者であって法人の債務を連帯して保証する者から一の連絡担当者（法人会員が、個人事業主である場合には当該個人事業主を連絡担当者とする。以下これらの連絡担当者を総称して「連絡担当者」という）を指定するものとします。また、法人会員は、連絡担当者が法人会員の代表者でなくなったときは、連絡担当者を変更又は追加しなければなりません。

(2) 法人会員及び連帯保証人は、連絡担当者が、当社と法人会員又は連帯保証人間での各種照会、届出、変更等の各種手続き、その他当社との連絡調整等につき法人会員及び

連帯保証人を代理して行うことを包括的に承諾し、理由の如何を問わず、連絡担当者が行った行為は、法人会員又は連帯保証人の行った行為とみなすことに異議のないものとします。また、当社は、カード及び郵便物の送付、並びに当社からの連絡・通知等は、連絡担当者に行うことによって法人会員及び連帯保証人に行ったものとみなします。

(3) 法人会員及び連帯保証人は、連絡担当者を補佐し、連絡担当者に代わり実務を担う者（以下「実務担当者」という）を法人会員の役職員から指名することができるものとします。

(4) 法人会員及び連帯保証人は、実務担当者が、当社と法人会員間での各種照会、届出、変更等の各種手続き、その他当社との連絡調整等の行為を行うことをあらかじめ承諾し、理由の如何を問わず、実務担当者が行った行為は、連絡担当者が行った行為とみなすことに異議のないものとします。

(5) 法人会員及び連帯保証人は、連絡担当者又は実務担当者との間における地位等に関する紛議については、自己の責任と費用負担で解決し、当社に一切の迷惑をかけないものとします。

第4条（カードの貸与）

(1) カード使用者の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード（カード表面に印字される4桁又はカード裏面に印字される3桁の数値をいう）等（以下総称して「カード情報」という）は、カードの券面に表示され又は当社所定の方法で法人会員に対し別途通知されます。カードは、当社が所有権を有し、当社が法人会員に貸与するものです。また、カード番号は、当社が指定の上カード使用者が利用できるようにしたものです。法人会員及びカード使用者は、善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を管理し、利用するものとします。また、法人会員及びカード使用者は、カードを破壊、分解等又はICカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。なお、当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効化のうえカードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。

(2) カード及びカード情報は、カード使用者に限って利用できるものであり、カード使用者は、カードを他人に貸与、預託、譲渡又は質入その他の担保利用などをすることはできません。また、カード情報を他人に使用させたり提供したりすることもできません。第11条（保険及び電話サービス等にかかる代金等のお支払）（1）その他の場合におけるカード情報の預託は、法人会員又はカード使用者が行うものであり、その責任は法人会員の負担とします。

(3) カード使用者には、カードの受取後、直ちに、カードの所定欄に署名を行います（ただし、カードに署名欄がない場合を除きます。）。

(4) 法人会員又はカード使用者が第三者にカードもしくはカード情報を利用させ又はカードもしくはカード情報が他人に利用されたことによる損害は、法人会員のご負担となります。ただし、カード又はカード情報の管理状況等を踏まえて法人会員又はカード使用者に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。

第5条（有効期限）

(1) カードの有効期限は、当社が定めます。

(2) (1)の有効期限までに特に法人会員からのお申出がなく、当社が引き続き法人会員として認めた場合にカードを更新いたします。

第6条（カードの用途）

カードの利用目的は、事業性のものに限るものとします。

第7条（連帯保証）

(1) 法人会員は、当社に対し、本規約に基づく一切の債務（以下「主たる債務」という）を負担します。

(2) 連帯保証人は、(4)に定める極度額の範囲において、法人会員の負担する主たる債務を連帯して保証します。

(3) 法人会員は、連帯保証人が法人会員の代表者でなくなったとき又は連帯保証人に連帯保証をするのに十分な資力がないと当社が判断したときは、連帯保証人の変更又は追加に応じるものとします。

(4) 連帯保証人の本契約に基づく保証債務の極度額は、第10条（カードのご利用）

(5)に定める法人会員のご利用可能枠と同額とします。また、連帯保証人は、法人会員及び連帯保証人からの依頼に基づきご利用可能枠が増額される場合には、保証債務の極度額が増額後のご利用可能枠と同額となることを確認します。

(5) 連帯保証人は、自らの保証債務の履行を行う場合には、当社から保証債務の履行の請求を受けてこれを履行するときを除き、あらかじめ当社に対して、保証債務の履行をする旨の通知を行うものとします。

(6) 法人会員は、以下の情報をすべて、連帯保証人に提供済みであること、及び提供した情報が真実、正確であり、かつ、不足がないことを、当社に対して表明及び保証します。

①財産及び収支の状況

②主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

③主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

(7) 連帯保証人は、法人会員から前項の情報全ての提供を受けたことを、当社に対して表明及び保証します。

(8) 連帯保証人は、前項により自らが表明保証した内容が真実でない場合には、当社の請求に応じて、直ちに、当社に生じた損害を賠償するとともに、当社に対する一切の債務を履行します。

(9) 法人会員は、当社が連帯保証人に対して、法人会員の当社に対する債務の履行状況を開示することがあることをあらかじめ承諾します。

(10) 連帯保証人は、(4)に規定する連帯保証の範囲に、第5条（有効期限）(2)に基づくカード更新後の債務が含まれることを確認します。

第8条（年会費）

法人会員は、当社に対し、所定の年会費及びその消費税等を支払うものとします。年会費（カード券面に印字された有効期限の「月」（以下「基準月」という）の翌月からの1年分とする。）は、基準月の末日を締切日として、翌々月4日に第12条（商品購入代金の支払方法等）に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様としま

す。なお、年会費は、カードの解約又は会員資格を喪失された場合でもお返ししません。

第9条（暗証番号）

(1) 法人会員又はカード使用者は、カードの暗証番号を当社に届け出るものとします。暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避けるとともに、法人会員又はカード使用者は、法人会員又はカード使用者本人以外に知られないよう善良なる管理者の注意をもって暗証番号を管理するものとします。

(2) 法人会員又はカード使用者が本人以外に暗証番号を知らせ、又は暗証番号が本人以外に知られた場合、これによって生じた損害は、法人会員の負担とします。ただし、暗証番号の管理状況等を踏まえて法人会員及びカード使用者に故意又は過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。

(3) 法人会員又はカード使用者から暗証番号の届出がない場合には、当社所定の暗証番号を登録する場合があります。

第10条（カードのご利用）

(1) カード使用者は、当社の指定する店舗・施設・売場等（以下「店舗」という）で、カードを提示するとともに、暗証番号を入力すること又は伝票等に署名することにより、当社に立替払を委託するとともに、商品・権利の購入又はサービスの提供（商品・権利・サービスを以下「商品等」という）を受けることができます（以下「商品購入」という）。ただし、一部カードのご利用ができない商品等もあります。なお、法人会員及びカード使用者は、当社に対し、カードのご利用又は商品等の購入を取り消し、その精算をされる際は当社の定める方法でお手続いただくことを、予めご承認いただきます。

(2) (1)の規定にかかわらず、当社の指定する店舗においては、立替払いではなく、当社が商品購入代金債権を譲り受けることを予め承諾していただきます。ただし、カードのご利用又は商品購入の取消しについては、(1)を適用いたします。なお、法人会員及びカード使用者は、カード利用により生じた商品購入代金債権について、店舗に有する一切の抗弁権を主張しないことを、当該ご利用の都度、当該ご利用をもって承認するものとします。

(3) 当社が認める店舗又は商品等については、(1)に定める暗証番号の入力もしくは伝票等への署名を省略すること、又は、カードの提示に代えて非接触 IC カードを専用端末にかざすこと、もしくは、カード情報を通知する方法等により、商品購入できるものとします。

(4) カードのご利用に際しては、当社が認めた場合を除き、当社の承認が必要となります。この場合、店舗が当社にカード利用に関する確認を行います。確認の内容によっては、当社は、カードのご利用をお断りする場合があります。カード使用者は、換金又は違法な取引を目的とする商品購入はできません。また、現在、通用力を有する紙幣・貨幣（記念通貨を除く）の購入を目的とするカードのご利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、カードのご利用を制限させていただく場合があります。

(5) カードのご利用可能枠は、カードのご利用可能枠の総額（複数のカードが発行されている場合には、各カードのご利用可能枠の合計額）とし、各カードのご利用可能枠

は、希望額を上限とし当社が決定した額までとします。なお、当社が必要と認めた場合は、ご利用可能枠を変更し、又はご利用を停止いたします。また、当社が認めた場合を除き、ご利用可能枠を超えたご利用はできません。

第 11 条（保険及び電話サービス等にかかる代金等のお支払）

(1) インターネット接続、保険、電気・ガス・水道利用等継続的サービスの事業提供者（以下「継続的サービス事業提供者」という）とのお取引（以下「サービス契約」という）に係る継続的サービス利用代金のお支払にカードをご利用される場合、法人会員又はカード使用者がカード情報を継続的サービス事業提供者に預託するものであり、その責任は、法人会員の負担となること及び当社が法人会員のために当該継続的サービス事業提供者に対して支払うことをご承認の上、第 12 条（商品購入代金の支払方法等）により当社へお支払いいただきます。

(2) カードでの継続的なお支払を中止される場合は、カード解約の有無にかかわらずその旨継続的サービス事業提供者の定めた方法で継続的サービス事業提供者に申出をし、承諾を得ていただきます。

(3) カード情報が変更された場合は、法人会員において継続的サービス事業提供者に当該変更の旨を申し出ていただきます。なお、この場合に、当社からカード情報の変更を継続的サービス事業提供者に通知することがあります。

(4) 法人会員又はカード解約された元法人会員（以下「法人会員等」という）が (2) の継続的サービス事業提供者からの承諾を得ないために発生したご利用代金の請求に対し、当社が継続的サービス事業提供者に支払を行ったときにも、法人会員等にはそのご利用代金を第 12 条（商品購入代金の支払方法等）(1) によりお支払いいただきます。

(5) カードが解約又は利用停止となった場合は、当社は継続的サービス事業提供者に対するご利用代金の支払を中止できます。この場合に当該サービス契約が解約となっても、当社は責任を負いません。なお、法人会員等が当該サービス契約の継続を希望される場合は、直接継続的サービス事業提供者との間でお手続いただきます。

(6) 法人会員には、各サービス契約申込みの条件、本規約等の諸条項を守っていただきます。

第 12 条（商品購入代金の支払方法等）

(1) 商品購入代金の支払方法及び支払金額は、以下のとおりとします。

①お支払は、法人会員が預金口座振替依頼書等で指定し当社が認めた金融機関口座からの自動振替とします。

②支払金額は、商品購入代金を毎月 10 日（以下「利用締切日」という）に締め切り、翌月 4 日又は翌々月 4 日のいずれか法人会員が予め指定した日（ただし、金融機関の休業日にあたるときは、翌営業日とし、以下「お支払日」という）に全額一括してお支払いいただきます。

③事務上の都合により前月又は翌月以降の利用締切日で処理される場合があります。また、当社は金融機関に対し再度口座振替の依頼は行いません。

(2) お支払いいただく金額は、当社所定のサービスを通じて電磁的方法により、予めご利用明細書を確認いただけます。なお、当社は紙によるご利用明細書の郵送は行わないものとし、法人会員は、当該サービスを通じて、ご利用明細書の記載内容についてカー

ド使用者自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。利用内容、請求金額その他ご利用明細書に記載の内容については、請求日の属する月の前月末日までに、法人会員から特にお申出のない場合は承認されたものとします。

第 13 条（遅延損害金）

(1) お支払を遅滞した場合は、当該金額に対しお支払日の翌日から完済に至るまで、また、第 22 条（期限の利益の喪失）に該当した場合は、商品購入代金残債務の全額に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、年 14.6%で計算された遅延損害金をいただきます。

(2) 遅延損害金の料率は、金融情勢等の事情により変更させていただく場合があります。

第 14 条（商品の所有権）

商品の所有権は、当該商品に係る債務を完済いただくまで当社に留保されるものとします。

第 15 条（見本、カタログ等と現物の相違）

見本、カタログ等により商品購入された場合で、届いた商品等がそれらと相違するときは、ご利用店舗に対し商品等の交換又は契約の解除を申し出ることができます。

第 16 条（加盟店との紛議）

カードのご利用により購入した商品等に関する紛議は、すべて法人会員又はカード使用者と加盟店とにおいて解決するものとし、当社は一切その責任を負いません。またその解決の有無は、当社に対する商品購入代金支払拒否の理由にはなりません。

第 17 条（充当方法）

お支払いいただいた金額が、期限の到来した債務の全額に足りない場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序及び方法によりいずれの債務にも充当できるものとします。なお、そのお支払が、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序及び方法によりいずれの期限未到来債務にも充当できるものとします。

第 18 条（カードの紛失、盗難等）

(1) カードを紛失し、もしくは盗難にあった場合又はカード情報を不正取得された場合（以下「紛失等」という）、法人会員、連絡担当者、実務担当者又はカード使用者には、速やかに当社に連絡し、当社所定の書面をご提出のうえ、所轄の警察署へお届けいただきます。なお、被害状況等を当社が調査する際には、ご協力いただきます。

(2) (1) の場合、カード使用者以外によるカード又はカード情報の利用により生じた損害のうち、当社に連絡をいただいた日を含めて、61 日前までさかのぼり、その後に発生した分については法人会員の責任はないものといたします。ただし、以下の項目に該当する場合は、法人会員にお支払いいただきます。

①法人会員又はカード使用者が第 4 条（カードの貸与）に違反したことによる場合。

②①以外に、法人会員又はカード使用者が本規約に違反した場合。

- ③法人会員又はカード使用者の故意又は重大な過失によって、紛失等が生じ又は損害が拡大した場合。
- ④第9条（暗証番号）（2）にあたる場合。ただし、第9条（暗証番号）（2）ただし書に該当する場合を除きます。
- ⑤カード又はカード情報が法人会員の関係者又はカード使用者の家族、親類、同居人、その他法人会員及びカード使用者以外の関係者によって利用されたことによる場合。
- ⑥（1）に定める当社への連絡もしくは書面の提出もしくは所轄の警察署への届出（以下、これらにつき本号において「各手続」という）において虚偽の申告があった場合、故意もしくは過失により（1）の各手続を行わなかった場合もしくは各手続を遅滞した場合又は正当な理由なく被害状況の調査にご協力いただけない場合。
- ⑦戦争、地震等の社会的な混乱の際に紛失等が生じた場合。

第19条（カードの再発行）

紛失等によりカードが使用不能になった場合又は、カードの汚破損等により法人会員又はカード使用者が再発行を希望する場合には、法人会員又はカード使用者には当社所定の手続をおとりいただき、当社が認めた場合に再発行いたします。この場合、法人会員には当社所定のカード再発行費用をご負担いただきます。

第20条（お届け事項の変更等）

（1）法人会員は、法人名、代表者、所在地、電話番号、連絡担当者、実務担当者、金融機関口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項（実質的支配者、事業内容及び第24条（その他承諾事項）（7）又は（8）に定義するPEPs関係者の該当性等を含みます。）等のお届け事項に変更があった場合、速やかに当社へ変更の手続をとるものとします。

（2）連帯保証人は、氏名、住所、電話番号、連絡担当者、実務担当者、等のお届け事項に変更があった場合、速やかに当社へ変更の手続をとるものとします。

（3）当社が法人会員及び連帯保証人から届け出があった連絡先に請求書、通知書などを送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情により（1）又は（2）の変更手続をとれなかったと当社が認めた場合を除きます。

（4）当社は、法人会員又は連帯保証人と当社との各種取引において、法人会員又は連帯保証人が当社に届け出た内容又は公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新の届出内容又は収集内容に変更することができるものとします。

第21条（本規約の変更等）

（1）当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社のホームページ（<https://www.saisoncard.co.jp/>）において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で法人会員及び連帯保証人に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、第2号に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ当社のホームページへの掲載等を行うものとします。

- ①変更の内容が法人会員及び連帯保証人の一般の利益に適合するとき。
- ②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき

(2) 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページ (<https://www.saisoncard.co.jp/>) において告知する方法又は法人会員に通知する方法その他当社所定の方法により法人会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、法人会員は、当該周知の後に本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。この場合、連帯保証人は、従前の保証の趣旨の範囲内で引き続き保証責任を負います。

第 22 条 (期限の利益の喪失)

(1) 法人会員が次のいずれかの事由に該当する場合は、当社からの通知等がなくとも期限の利益を喪失し、直ちに残債務の全額を支払うものとします。

- ①商品購入代金の支払を 1 回でも遅滞したとき。
- ②お支払が完了していない商品等の所有権は当社が留保しているにもかかわらず、購入された商品を質入、譲渡、賃貸等に利用したとき。
- ③自ら振出し又は引受けた手形、小切手が不渡り処分を受ける等、支払停止状態に至ったとき。
- ④差押、仮差押、仮処分又は滞納処分を受けたとき。
- ⑤破産、民事再生、特別清算、会社更生、その他債務整理に関して裁判所の関与する手続の申立てを受けたとき、又は自らこれらもしくは特定調停の申立てをしたとき。
- ⑥カードの破壊、分解等を行い、又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。
- ⑦第 7 条 (連帯保証) (3) の連帯保証人の追加又は変更に応じないとき。

(2) 法人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社からの請求により期限の利益を喪失し、直ちに残債務の全額を支払うものとします。

- ① (1) ①、②及び⑥のほか、本規約上の義務に違反し、それが重大なものであるとき。
- ②法人会員が法人格を喪失したとき。
- ③法人会員が債務超過に陥ったとき。
- ④法人会員の事業又は営業が終了したときその他法人会員の信用状態が著しく悪くなったと当社が判断したとき。
- ⑤法人会員、カード使用者又は連帯保証人が、第 24 条 (その他承諾事項) (4) の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、同条 (5) に掲げる行為の一つでも行ったとき、又は、当社が、同条 (4) もしくは第 25 条 (マネー・ローンダリング等の禁止) (2) に定める報告、提出等を求めたにもかかわらず、法人会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。
- ⑥第 7 条 (連帯保証) (6) の表明保証に違反したとき。

第 23 条 (合意管轄裁判所)

法人会員、カード使用者、又は連帯保証人と当社の間で訴訟又は調停が生じたときは、

訴額の多少にかかわらず、当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所といたします。

第24条（その他承諾事項）

（1）法人会員及び連帯保証人には、以下の事項を予め承認いただきます。

①第13条（遅延損害金）の遅延損害金は年365日（うるう年は年366日）の日割計算で行うこと。

②法人会員のカードについて第12条（商品購入代金の支払方法等）（1）の口座振替によるお支払が連続して13ヶ月以上無く、その後の利用があった場合、お届けの金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。

③当社が連帯保証人に履行の請求をしたときは、法人会員に対してもこの履行の請求の効力が生じること。

④カード利用により発生する債務の返済が完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。

⑤当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス（以下「付帯サービス」という）を利用する場合であって、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。

⑥当社が法人会員に貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。

（2）法人会員及び連帯保証人は、以下の義務を負うことを承認します。

①第12条（商品購入代金の支払方法等）（2）に定めるご利用明細書について、当社が郵送等でお送りすることを必要と判断した場合、法人会員には当社所定の発行費用をご負担いただくこと。

②法人会員又は連帯保証人のご都合により第12条（商品購入代金の支払方法等）以外の支払方法において発生した入金費用、公租公課、又は訪問集金費用、当社が督促手続を行った場合の費用、お支払に関する公正証書の作成費用は、会員資格をなくされた後についても法人会員又は連帯保証人にご負担いただくこと。

③法人会員は、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等の当社が弁済を受領するのに要する費用として、当社が別途定める金額を負担するものとします。ただし、当社は、法人会員がお支払日に当社に支払うべき債務をお支払いいただけなかった場合に限り、法人会員に当該費用を請求するものとします。

④当社が法人会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、又はカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただき、また当社の求めに応じてカードをご提出いただくこと。

⑤与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合には、当社の求めに応じて、法人会員の決算書、資金繰り表もしくは事業計画書等の書類、連帯保証人の住民票の写し等・源泉徴収票その他の所得証明、又は公的機関が発行する書類等を取得、ご提出いただくこと。

⑥（1）②の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。

（3）当社は、以下各号の行為を行うことができます。

- ①当社の法人会員に対するカード債権を、必要に応じ金融機関又はその関連会社へ譲り渡し、また譲り渡した債権を再び譲り受けること。
- ②当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があるとして判断した場合には、法人会員及びカード使用者に事前に通知することなく、商品購入の全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすること。
- ③前号の場合に、当社がカードを無効化するとともに、カードの再発行手続をとること。

④与信及び与信後の管理、商品購入代金の回収のため確認が必要な場合に、法人会員及び連帯保証人の営業所、自宅住所、電話（携帯電話等を含む）、メールアドレス、勤務先その他の連絡先に確認を取ること。

⑤当社が必要と認めた場合に、付帯サービスを改廃すること。

(4) 法人会員は、法人会員、カード使用者及び連帯保証人が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、又はテロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」という）に該当しないこと及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、法人会員、カード使用者又は連帯保証人が暴力団員等又は、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、法人会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は、便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑤法人会員の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(5) 法人会員、カード使用者及び連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

(6) 法人会員、カード使用者及び連帯保証人、自らまたは第三者を利用して、当社または当社委託先の従業員等（派遣社員を含み、以下「従業員等」といいます。）に対し、次の各号に掲げる行為その他従業員等の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為を行ってはならないものとします。なお、当社 HP「お客様対応方針」にも記載

しています。

- ① 暴力、威嚇、脅迫、強要等
- ② 暴言、性的な言動、誹謗中傷その他人格を攻撃する言動
- ③ 人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動
- ④ 長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ
- ⑤ 金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と当社が認めた要求等

(7) 法人会員（法人である法人会員をいう。本項において以下同じ）は、実質的支配者が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者（以下総称して「PEPs 関係者」という）に該当するか否かについて、当社に申告を行うものとします（事業内容、実質的支配者その他当社が同法に基づき他に申告を求め事項がある場合にも同様とします。）。なお、当社が実質的支配者について、PEPs 関係者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、法人会員に対する通知を行うことなく、本サービス利用の停止の処置をさせていただくことがあります。

(8) 法人会員（個人事業主である法人会員をいう。本項において以下同じ）は、自らが PEPs 関係者に該当するか否かについて、当社に申告を行うものとします（当社が同法に基づき他に申告を求め事項がある場合にも同様とします。）。なお、当社が法人会員について、PEPs 関係者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、前項に準じて、追加確認及び本サービス利用の停止処置をとることがあります。

第 25 条（マネー・ローンダリング等の禁止）

(1) 法人会員及びカード使用者は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下、これらを総称して「マネー・ローンダリング等」という）の目的で、カードを利用してはいけないものとします。

(2) 当社は、マネー・ローンダリング等防止の目的で、当社への届出事項の変更の有無、在留資格に関する各種情報やその変更の有無、カードの取引内容の確認及びそれらを裏付ける資料の提出等を求めることができ、当社がそれらを求めた場合、法人会員は合理的な期間内にご対応いただくものとします。

(3) 当社は、マネー・ローンダリング等のリスクが高いと法令等で指定された特定の国又は地域において、カード利用を制限する場合があります。

第 26 条（会員資格の喪失等）

(1) 法人会員が次の各号のいずれかに該当した場合、その他当社が不適用と認めた場合は、当社は通知又は催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更、付帯サービスの利用停止等の処置をとる場合があります。また、当社からカードの返却、一時預り等を求められた場合は、これに応じていただきます。

①第 12 条（商品購入代金の支払方法等）(1) ①の自動振替手続のために必要な金融機関口座の預金口座振替依頼書をご提出いただけないとき、又は前条(2) ④の

場合に預金口座振替依頼書等をご提出いただけないとき。

②第 22 条（期限の利益の喪失）（1）又は（2）各号のいずれかに該当したとき。

③カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をしたとき、又は、当社が発行する他のカードを含む当社に対する債務の返済が行われないうとき。

④当社がカードを送付したにもかかわらずカードの受取がないとき、又は、第 20 条（お届け事項の変更等）（1）に違反したことなどにより、当社から法人会員への連絡が不可能と判断したとき。

⑤換金目的の商品購入等不適切なカードの利用があったとき、もしくはカードの利用内容又は保有状況が不自然であると判断されるとき（ただし、カードの利用目的、店舗、商品等の内容、商品購入代金の支払原資その他当社が必要と認める事項について、会員が合理的な説明及び資料の提供をした場合を除く。）又は暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなったとき。

⑥年会費のお支払がないとき。

⑦ 法人会員又はカード使用者が、第 24 条（その他承諾事項）（4）の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、又は、当社が、同条（4）もしくは第 25 条（マネー・ローンダリング等の禁止）（2）に定める報告、提出等を求めたにもかかわらず、法人会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。

⑧ 法人会員又はカード使用者が、第 24 条（その他承諾事項）（5）（6）に掲げる行為を一つでも行ったとき。

⑨第 20 条（お届け事項の変更等）（1）に違反し代表者のお届け事項の変更がなかったとき、又は第 7 条（連帯保証）（3）の連帯保証人の変更もしくは追加に応じなかったとき。

⑩法人会員が当社と締結した各種取引において、期限の利益を喪失したとき。

（2）（1）の処置は、店舗を通じて行うなど当社所定の方法により行います。

（3）法人会員のご都合でカードを解約される場合は当社所定の届出を行っていただき、カードを返却又は裁断のうえ破棄していただきます。

（4）会員資格を喪失した場合には、付帯サービスを利用する権利も喪失します。

（5）カードの解約、使用取消、資格喪失、又は使用停止がなされた後にカードを使用した場合には、その代金の金額を直ちにお支払いいただきます。

第 27 条（日本国外でのカードの利用）

日本国外でのカード利用については、以下のことが適用されます。

①商品購入代金が外国通貨建ての場合、国際提携組織の決済センターが処理した時点での、国際提携組織が指定するレートで円に換算します。なお、アメリカン・エクスプレ

スが換算する場合、カードの利用代金が米ドル以外の外国通貨建てで生じたときは、カードの利用代金を一旦米ドルに換算後、これを円換算するものとします。また、商品購入代金については、円換算時に外貨取扱手数料 3.85%（アメリカン・エクスプレスが定める外貨取扱手数料 0.25%、当社が定める外貨取扱手数料 3.60%）を加えた換算レートを使用します。

②本規約の全ての事項については、外国為替及び外国貿易法等を含め日本法が適用されます。

③当社は当社の指定する国におけるカードの使用をいつでも中止又は停止することができます。

④商品購入に係る契約が解除された場合等における解除処理についても、上記①が適用されます。①の時点で適用されるレートと本④の解除処理の場合に適用されるレートは異なる可能性があります。

セゾン・アメリカン・エクスプレス・ビジネス プロ・パー チェシングカード特約

第1条（セゾン・アメリカン・エクスプレス・ビジネス プロ・パーチェシングカードの発行）

セゾンプラチナ・ビジネス・プロ・アメリカン・エクスプレスカード／セゾンゴールド・ビジネス プロ・カード規約（以下、単に「カード規約」という）及びセゾン・アメリカン・エクスプレス・ビジネス プロ・パーチェシングカード特約（以下「本特約」という）を承認してセゾン・アメリカン・エクスプレス・ビジネス プロ・パーチェシングカード（以下「パーチェシングカード」という）利用の申込みをされた方であって、株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）がパーチェシングカードの利用を承諾した方（法人又は個人事業主をいい、以下、単に「法人会員」という）に対し、当社はパーチェシングカードを発行します。

第2条（カード情報の貸与）

(1) カード規約第4条（カードの貸与）の規定にかかわらず、当社は法人会員に対して、物理的なカードの発行に代えて、カード規約第4条（カードの貸与）（1）に定めるカード情報のみを付与し（以下、法人会員へ付与するカード情報を「パーチェシングカード情報」という）当社所定の方法により通知するものとします。なお、カード使用者の名義は、個人名、組織名称等の内、法人会員が希望し、当社が認めた呼称とします。

(2) 法人会員及びカード使用者は、カード規約その他当社が別途定める規約における「カード」は、「パーチェシングカード情報」に適宜読み替え適用されます。

(3) カード規約第4条（3）の適用はないものとします。

第3条（年会費）

カード規約第8条（年会費）の規定は、「カード券面に印字される有効期限の『月』」を「パーチェシングカード情報を通知する書面に記載される有効期限の『月』」と読み替え適用します。

第4条（カードのご利用）

カード規約第10条（カードのご利用）の規定にかかわらず、カード使用者は、パーチェシングカードをカード規約第10条（カードのご利用）（3）後段に定める方法で利用します。

第5条（本規約の変更等の準用）

カード規約第21条（本規約の変更等）の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、カード規約第21条（本特約の変更等）中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

第6条（適用規約）

本特約に定めのない事項については、カード規約が適用され、両規定が重複する場合は、本特約を優先します。

2021年5月制定

2023年2月改訂

2024年6月改訂

2024年12月改訂
